

上市町出産・育児支援サイト作成業務委託
企画提案公募型プロポーザル 仕様書

令和4年7月

上市町 福祉課

上市町出産・育児支援サイト作成業務委託 仕様書

1 委託業務名 上市町出産・育児支援サイト作成業務委託

2 目的

出産・育児を取り巻く環境は着々と変化しており、制度の複雑化や担当部署が多岐に渡っています。上市町では、ホームページや広報誌を通じて出産・育児支援に関する情報を発信していますが、情報が散見している現状があります。

妊娠期から出産・育児に関する情報収集手段の主流はスマートフォンであり、ホームページのほかアプリやSNSから情報を入手することが既に当たり前の状況となっています。また、妊婦や乳幼児を持つ保護者とその家族の様々な不安や負担を軽減させるためにも、個々のニーズに応じた情報を分かりやすく、かつ的確に提供できる環境を整備することが課題となっていることから出産・育児支援に関する情報を集約・一元化し、これらの課題を解決することが可能なユーザビリティの高い出産・育児支援サイトを制作し、利用者の満足度を向上させることを目的とします。

については、オンラインシステム運営等の専門的な知識と、情報発信においてより効果的なデザイン作成能力を有する者を特定するため、公募型プロポーザル方式により実施することとします。

3 業務期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

4 委託料限度額

2,554,200円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

5 全体方針

(1) 上市町における出産・育児支援にかかる情報を一元化し、行政情報を中心とした出産・育児に関する情報を簡単、手軽に取得できるコンテンツを構築することにより、自身にとって必要な出産・育児に関する地域の情報を持続的に取得できることを目的とし、安心して出産・子育てできる環境づくりを目指すものとします。

妊娠期から乳幼児を持つ保護者を主なターゲットとして想定し、出産・育児に関する情報（健診、教室、予防接種、子育て支援センター・保育施設、助成制度等）にスムーズにアクセスできるユーザビリティが高いホームページとします。

6 業務内容

出産・育児支援に関するインターネットサイトの作成を委託します。なお、構築に当たって、提案内容をベースにデザインやレイアウト、構成、情報の整理等について協議し、決定することとします。特に構成については、現上市町ホームページのアクセス状況等を分析するなどして、サイト閲覧者が必要としている出産・育児に関する情報へと迷うことなくスムーズに移動できる動線を確保するものとします。

(1) 作成内容

ア 「5 全体方針」を踏まえたコンテンツとすること。

イ 現行のホームページの構成やデザイン、アクセス状況を分析・評価し、改善点を明確にして作成すること。

ウ トップページは閲覧者の目を引く内容及びデザインとし、閲覧者が求める情報の在処がわかりやすくなるような工夫をすること。

エ ターゲットを意識したホームページのタイトルを提案すること。

オ レイアウトについて、サイトマップを作成し、各項目の設置階層や名称、その他コンテンツなどについて独自の提案をすること。(別紙：サイトマップ(案)参照)

カ 閲覧者が情報を見つけやすいよう次の工夫を施すこと。

イベント機能	・月ごとに子育て家庭向けのイベントをカレンダー形式で表示できること。 ・表示する情報は、「日時」「曜日」「場所」「イベントタイトル」とすること。 ・カレンダーからイベントの詳細に遷移することができること。
マップ検索機能	・上市町子育て支援施設、病院等がカテゴリ毎に地図表示されること。 ・施設については同時に複数のカテゴリを選択ができること。 ・地図表示、一覧表示で、特定の子育て関連施設等を選択すると、施設の詳細が確認することができること。
施設検索機能	施設の種類を入力することで個別ニーズに合った具体的な施設、サービスの一覧が表示することができること。
データ検索機能	「上市町第8次総合計画」に沿った各種サービスを整理、メニュー化し、町ホームページの各ページへリンクすること。

キ 次の情報は町の職員（又は町が編集権限を認めた者）でも更新可能とすること。

- ・各ページの内容の更新（タイトル、本文、画像）
- ・インフォメーション及びトピックス記事の更新
- ・埋め込み動画

ク キ以外にも社会情勢や町の施策の実施状況に応じて、掲載コンテンツ等を町職員が編集しやすい仕組みを取り入れること。

ケ 新着情報の記事をさかのぼって閲覧しやすいように工夫すること（タグ付け等の分類機能）。

コ アクセス数、発信情報等について把握できるようにすること。

サ その他、下表を参考に積極的な独自の提案を行うこと。

イメージカラー1	上市グリーン（近似色D I C-1 3 2）
イメージカラー2	上市ブルー（近似色D I C-1 8 2）
キャラクター	上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」 ※上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱参照
シンボルマーク	上市町シンボルマーク ※上市町ベーシックデザインマニュアル参照

(2) 基本事項

ア レスポンシブデザインとすること。

イ コンテンツは最低限、次のブラウザで閲覧可能とすること。

（ア） Microsoft Edge

（イ） Safari

（ウ） Google Chrome

（エ） Firefox

ウ 特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧することができること（PDFの再生に関するソフトは使用可能）。

エ Webアクセシビリティに十分配慮すること（日本工業規格 J I S X8341-3:2016 適合レベル AA の基準を満たすよう努めること。）。

オ ターゲットを踏まえ、一般的な検索エンジンにおける検索結果ページの表示順位の上位に表示されるように配慮すること。

カ スマートフォンでの閲覧時は、パソコン版のページがスマートフォン版に変換されるなど、スマートフォンでの閲覧及び使用が簡易にできるように対応すること。

(3) 見積額

初期構築費用及び1年間運用・保守費用を含めた額とし、その後の運用・保守費用について別途明記すること。

7 成果品等

(1) 成果物

- ア HTMLデータ 1式
- イ バナー及びタイトル、リンクボタン等デザイン画像データ 1式
- ウ プロジェクト計画書
- エ システム設計
- オ システム導入設定書
- カ 運用・操作マニュアル
- キ 議事録
- ク 保守・運用連絡体制図、緊急時連絡体制図

(2) 納期

令和5年1月31日(火)

(3) 納入場所

上市町福祉課

〒930-0361 富山県中新川郡上市町湯上野 1176 番地 上市町保健福祉総合センター 2階

TEL : 076-473-9355 (直通) FAX : 076-473-9356

E-mail : f.hoken@town.kamiichi.toyama.jp

8 業務遂行上の留意事項

(1) 運営体制に関すること

- ア 受託者は、本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する担当課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- イ 受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。
- エ 受託者は、本業務に業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- オ 受託者は、本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分に行うこと。

(2) 写真等の撮影及び公開に関すること

- ア 新規に撮影した写真や映像、借用した写真や映像を使用する場合は、必要な手続き等は受託者において行うこと。その際、借用した写真や映像に関しては使用料等の費用が契約期間後に発生しないよう手続きすること。
- イ 写真や映像の撮影及び公開に伴う撮影許可等の各種手続きは受託者において行うこと。

ウ 画像等コンテンツの一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権、肖像権等に関して必要な手続きを行い、使用料の負担及び責任は受託者において負うものとする。なお、使用料等の費用が契約期間後に発生しないよう手続きすること。

(3) 成果品に関すること

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、上市町に帰属するものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、上市町の席に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに上市町に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

ウ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

エ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、上市町又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

オ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本町と協議のうえ、適切に対応すること。